

第3回 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会

日時：平成22年12月3日（金）

場所：武蔵野市役所 802 会議室

委員長：「第3回武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会」を始める。議事に入る前に、事務局からの報告をお願いします。

事務局：本日、井端委員が公務によりご欠席のため、国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政情報課の笠間課長補佐に代理でご出席いただいている。また、吉田委員、安部委員、前田委員は欠席のご連絡をいただいている。報告事項は以上である。

委員長：本日の会議の傍聴を希望される方が2名いる。傍聴を認める。

本日の会議では、これまでいろいろ議論してきたことを事務局で検討し、基本構想にかかわる事業者とも調整を行いながら作成した基本構想の改定の素案が資料として提示されている。また、スケジュールについて、本日から約1週間後にパブリックコメント、住民の方の意見を聞く過程に入ることを考えているので、それに向けての議論をしたいと考えている。

具体的な進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：委員長からのご説明の通り、本日は基本構想の素案についてご議論いただきたい。12月14日からパブリックコメントを予定している。

本日の進め方について説明する。まず、現行基本構想からの主な改正点を説明させていただき、質疑応答をお受けする。その後、3地区ごとに特定事業の内容をご説明させていただき、再度質疑応答という流れを考えている。

なお、本日は新法で拡充された建築物、公園を管理する特定事業者のうち、希望された方々にご出席いただいている。次第には記載がないが、次第5の今後の予定の所で出席いただいている特定事業者のご紹介をさせていただきたい。

委員長：それでは次第に従い、進めさせていただく。次第1「現行基本構想からの主な改正点」について、事務局から説明をお願いします。

<資料の説明>

1 現行基本構想からの主な改正点

事務局：まず、次第1「現行基本構想からの主な改正点」の「(1)重点整備地区及び生活関連施設・経路図」について。資料1-1、1-2、1-3の図面をご覧ください。資料1-1は吉祥寺駅周辺重点整備地区、1-2は三鷹駅周辺重点整備地区、1-3は武蔵境駅周辺重点整備地区である。

この図面の見方だが、黒線で囲まれている範囲が重点整備地区である。また、生活関連経路（道路）は色分けして表示している。赤色の線及びピンク色の線は現行の

基本構想で既に位置づけられ、継承しているものである。青色の線は今回の改正を踏まえて追加した経路である。生活関連施設は、旅客施設を灰色、公共施設を濃いオレンジ色、福祉施設を黄色、医療施設を青色、商業施設を薄いオレンジ色、公園を緑色と、種類ごとに色分けしている。

バリアフリー基本構想は、これらの区域における旅客施設、経路、建築物、都市公園等の重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進について定めるものである。8月20日に開催された第2回改定委員会では、生活関連施設、生活関連経路についてご議論いただき、大きく3点のご意見をいただいた。

1点目は、三鷹駅周辺地区ではバスの停留所を起点とした経路も検討すべきではないかというご意見である。2点目、3点目は具体的なもので、三鷹駅周辺地区については、武蔵野営業所前のバス停留所から東京都武蔵野福祉作業所に続く歩道のバリアフリー化を進めてほしい、武蔵境駅周辺地区については、障害者就労支援センター「あいる」があり、これは身体、知的、精神障害者の総合的な施設として、年々登録者や利用者が増えているので生活関連施設に追加するべきではないか、というご意見であった。

これらの意見を踏まえ、三鷹駅周辺重点整備地区（資料1-2）の左上北回りで障害者福祉支援センターに続く経路⑩を追加した。また、バス停からの経路として、サミットストア南側の青色の線①を追加している。更に、武蔵境駅周辺重点整備地区では、駅の少し上にある障害者就労支援センター「あいる」を生活関連施設に追加するとともに、そこまでの経路として⑪を生活関連経路として追加している。

続いて、「(2)目次構成（案）」についてご説明する。左側が現行の交通バリアフリー基本構想の目次構成、右側が改定したバリアフリー基本構想の目次構成である。基本構想改定の方針を踏まえて内容を拡充、変更、追加している。

赤字はバリアフリー新法制定に伴い拡充する内容、青字は改定に伴い市独自で設定した内容、その他の黒字はこれまでの進捗を踏まえて更新する内容である。第2回改定委員会でも示したが、若干変更したので、再度ご説明させていただく。

大きな変更点は、「2.基本的な考え方」の「2-4 その他の事項」中の公共サインである。公共施設サイン（建築物のサイン）について文言を追加した。また、その次の「4) 既存公共施設のバリアフリー化」は前回から今回に至る経緯で追加した。

次にバリアフリー基本構想の基本的な構成もご説明する。「第1章はじめに」で策定の背景及び目的を、「第2章基本的な考え方」で重点整備地区における事業実施の必要性や移動等円滑化に関する整備方針等を、「第3章各重点整備地区の事業内容」で3地区それぞれについて各事業者の具体的な事業内容を書いている。第4章「実現にあたって」で事業進捗を管理する仕組み等について示している。

続いて、資料3「(3)改定方針対応表」。基本構想は、第1回改定委員会で委員の皆さまにご議論いただいた改定の方針に従い改定を進めている。資料の左側に改定

の方針を示している。右側は主な改定内容で、改定の方針をどういった形で改定内容に反映したかを示している。各項目について順にご説明する。

まず、「対象者」。改定の方針では精神障害、知的障害、発達障害者に関する考え方の追加と障害の理解促進など、心のバリアフリーに係る内容の位置付けを行うとされていた。

これらの内容について、主に基本構想の「第1章はじめに」「第2章基本的な考え方」において、基本構想の対象者に精神障害者、発達障害者、知的障害者、すべての障害者が含まれたことやスパイラルアップ、心のバリアフリー等の必要性や考え方について明記した。また、「第3章地域別構想」では、それぞれの事業者について、心のバリアフリー事業を位置づけるように配慮した。

続いて、「対象施設」。改定の方針では、市民意見に対する各事業者の対応方針に基づいた新たな特定事業の位置付け及び吉祥寺駅、武蔵境駅の大規模改修に伴う特定事業の位置付けを行うとしており、基本的な考え方の中で、現行基本構想で未完了の特定事業についても段階的な取り組みを位置づけるとしている。

これらの内容については、主に「第2章基本的な考え方」に新法で拡充された特定事業の考え方を明記するとともに、「第3章地域別構想」に可能な限り具体的な内容を、特定事業として記載している。

続いて、「生活関連施設の設定」。改定の方針では、アンケート結果等による利用状況から生活関連施設を三段階で設定するとしている。公園については、生活関連経路の沿道の公園は、利用頻度の状況にかかわらず、移動する方々を支援する施設として生活関連施設に位置づけること、路外駐車場については車いす使用者用駐車施設の設置等を位置づけること、福祉タクシーについては、地域公共交通活性化協議会の連携計画等を踏まえて必要な内容を追記することを示している。

これらの方針に基づき、「第3章地域別構想」ではアンケート、ヒアリング、別途開いている市内の会議、本改定委員会の意見を踏まえ、複数の生活関連施設を設定している。

裏面の「対象エリア」。改定の方針では生活関連施設及び生活関連経路の検討状況を踏まえ、必要に応じて重点整備地区範囲を検討するとしている。これらの内容を受け、「第3章地域別構想」において、三鷹駅周辺重点整備地区で武蔵野中央公園、障害者福祉センターを含む地区を重点整備地区として拡充した。

「心のバリアフリー」については改定の方針で心のバリアフリーの必要性等を位置づけること、武蔵野市健康福祉総合計画の心のバリアフリー推進の一環として特に移動等円滑化に関する事業を位置づけること、移動等円滑化の促進に関する理解、実施に関する協力について、広報、啓発、教育活動の実施を明記することとした。

これらの内容については、「第2章基本的な考え方」において、心のバリアフリーの考え方を記述するとともに、理解促進、利用を妨げない、利用の手助けに関する

事業内容を明記している。

「ユニバーサルデザイン」について。改定の方針では、一体的かつ総合的なバリアフリー施策の推進等を目的とし、四つの原則の一つである「すべての人にやさしいまちづくりの原則」の中で、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進をより明確に位置づけること、「第5章ユニバーサルデザインによるまちづくりの展開」で、ユニバーサルデザイン政策大綱や改正された東京都福祉のまちづくり条例など、最新のユニバーサルデザインの取り組みと絡めた記載内容に変更することを示した。

これらの内容については、「第2章基本的な考え方」の四つの原則で、バリアフリーを超えたすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを明文化するとともに、「第5章今後の展開」において、市全体としてやさしいまちづくりに発展させていくような内容を明記している。

次ページ「公共サイン」について。改定の方針では、主に道路上に設置されるサインについて、バリアフリー基本構想の個別整備方針で公共サイン事業を新たに位置づけると、基本的な仕様、方法を示すこと、また建築物や公園等についてこれらの基本仕様に準じた整備推進を記載することを示した。

これらの内容は、基本構想「第2章基本的な考え方」の中で、公共サイン・公共施設サインについて基本方針を新たに明記するとともに、次年度以降に公共サインガイドラインを作成することを事業内容として位置づけた。

目標年次については、改定方針に示したとおり平成32年を目標とする。

続いて、資料5「基本構想の素案」についてご説明する。改定方針対応表もあわせてご覧いただきたい。

まず、「第1章はじめに」。背景については、ユニバーサルデザイン政策大綱が策定されたことやその考え方等を受け、より一体的かつ総合的なバリアフリー施策を推進するために、建築物を対象としたハートビル法と交通バリアフリー法が統合し、拡充されたバリアフリー新法が施行されたことを追加した。また、その他社会情勢の変化等を踏まえて適宜修正を加えている。

1ページ「目的」は、バリアフリー新法の施行により高齢者、障害者等のうち、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含むすべての障害者が法の対象になったことや、新法の目的の実現のために継続的な発展としてスパイラルアップや心のバリアフリーの推進が求められていることを新たに追記した。

2ページ「位置づけ」では、基本構想の策定にあたり、重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにするという観点から、必要な範囲で生活関連施設、生活関連経路を選定し、移動等円滑化の内容を記載するように配慮することが規定されたことを追記した。

これを受け、本市のバリアフリー基本構想では、目標年次の平成32年以降についても特定事業の方向性を記載している。

4 ページ「改定の手順」では、改定委員会の検討や障害者団体等へのヒアリングの経過について日時や人数等を適宜修正した。

6 ページ「武蔵野市の概況」は人口構成等について変化しているので、内容を更新するとともに、新たに法の対象となった精神障害者の数について、市勢統計等を踏まえて追記している。また、本市のこれまでのバリアフリー化の取り組みについて、現状等を踏まえ、エレベーター、エスカレーターの設定等々について最新の状況を記載している。

「第2章基本的な考え方」では、まず8ページに「四つの原則」が示されている。「すべての人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則」を位置づけているが、本市のバリアフリー基本構想は旧基本構想のときから四つの原則にすべての人にやさしいまちづくりの原則が位置づけられていた。そこで、「すべての人にやさしい」ことはユニバーサルデザインであるということを確認するために、内容を若干修正し、ユニバーサルデザインという文言を明記した。

また、4つ目の原則「実現保障の原則」は、旧基本構想のときからあるもので、スパイラルアップの内容が従前から書かれていた。この内容についても新法の言葉に合わせて、段階的かつ継続的な発展とスパイラルアップを図ることを明文化した。

「基本的な方針」では、バリアフリー新法の内容に応じて重点整備地区の要件や生活関連施設、生活関連経路の内容が若干変更になっているので、その設定方法や考え方について整理し、改めて記載している。現行基本構想では特定経路、準特定経路と2つの呼び名があったが、今回は生活関連経路に一本化している。

11 ページ「個別方針」は移動等円滑化に関する事項で、事業実施の必要性やバリアフリー化の整備方針等について記載している。最初に、今後生活関連施設及び経路等をバリアフリー化するに際して事業者や私たちが活用しなければならない基準やガイドラインについて整理している。

12 ページでは、旧法から継承された公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業について、これまでのバリアフリー化の状況や、先般いただいた移動等円滑化に向けた課題等を踏まえ、内容を適宜修正した。

また、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業については、新法で拡充された内容のため、バリアフリー新法に定められた移動等円滑化基準の内容を踏まえ、今後やっていくべきバリアフリー化の方針を新たに追加した。

15 ページの「その他の事項」は、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項のうち、特定事業（道路、都市公園、建築物など）に分類されない内容を示すところである。ここでは新たに福祉交通、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化について追記している。

福祉交通については、バリアフリー新法で新たに車両等についても移動等円滑化が求められている。そこで、本市の「レモンキャブ」「つながり」事業について、現状

の課題や今後どのようなことを行っていくべきか、内容を整理して記載した。また、今後の事業内容について、車両の入れ替え等や運行協力員の公募、事業の周知に努めることを記載した。

16 ページ「心のバリアフリー」は新法により拡充された事項の一つである。国民の高齢者、障害者等に対する理解と協力の必要性や、理解促進、利用を妨げない、利用の手助けの取り組みの方向性及び事業内容を示した。

17 ページに、高齢者、障害者等に対する理解促進として、福祉教育の推進やこれまで開催している講座を継続的に実施していくこと、交流や行政職員の研修、啓発冊子の配布等についても引き続き実施することを記載している。

「移動や施設の利用を妨げない」に関する事業は、地域別構想に記載している。また、高齢者、障害者等の移動や施設利用の手助けについては、今後、コミュニケーションボードの設置について検討していくことや、バリアフリーマップの更新を検討すること、「まち案内所」設置に向けて検討を行うことを事業として示している。

18 ページ「公共サイン・公共施設サイン」では、高齢者、障害者等の円滑な移動には案内設備の充実が必要不可欠であることから、公共サイン、公共施設（公共の建築物）のサインについて、準じるべき基本的な方針と基本的な考え方を定めた。また、公共サインのガイドラインを次年度以降に作成することを事業内容として明記した。

19 ページに既存公共施設のバリアフリー化の項目を新たに追記した。新法の施行により既存の建築物には基準への適合努力義務が課せられているため、今後は基準に則った整備を進めていくことになる。そこで、本構想において既存公共施設のバリアフリー化に係る基本的な考え方を示した。

また、既存の公共施設について今後バリアフリー化の整備方針を別途定めるとともに、定められた整備方針に従いバリアフリー化を適宜実施していくことを事業として定めている。

21 ページの「その他」では、荷捌き車両に対する対策として共同集配や荷捌きカード事業等を推進している点を新たに追記した。

続いて、「第3章地域別構想」についてご説明する。第1章、第2章はすべての地区に共通する大まかな構想を示しているが、第3章以降からは吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅について、具体的な特定事業の内容を書き込んでいる。

23 ページの「吉祥寺駅周辺の現状」では、これまでのエレベーターやエスカレーターを設置状況や今後の改良等の状況について新たに追加した。また、吉祥寺大通りの道路上駐輪施設の廃止や荷捌き車両の対策を進めていることなども追加した。

24 ページに吉祥寺地区における基本的な方針を記載している。基本的な方針では、駅施設、バス、道路、公園、建築物、信号機等について、バリアフリー化の現状や地域の特性を踏まえ、今後、バリアフリー化を進めていく内容について適宜修正を

加えている。

駅施設については工事中に配慮すること、バスについては駅周辺で適切な案内を行うこと、道路について移動等円滑化経路を適切に管理すること等々、また、新法で新たに拡充された公園や建築物について新しく定めた事業内容の方向性を示した。

24 ページ「重点整備地区の位置及び区域」では、26 ページが空白になっているが、ここに資料 1-1 でご説明した重点整備地区の位置及び区域の地図が入る。

27 ページ「特定事業及びその他の事業」では、現行基本構想に位置づけられていた道路特定事業、交通安全特定事業の内容を、現行のバリアフリー化の状況を踏まえ修正している。新法で拡充された都市公園、建築物特定事業について新たに特定事業を追加している。これらの特定事業の内容については次第 3 でまとめてご説明する。

29 ページ「三鷹駅周辺の現状」では、三鷹駅についてラッチ外（駅の外）にエレベーター、エスカレーターを本市と協力して設置したことや、ラッチ内（駅施設内）では J R のバリアフリー化が進み、従前と比べて利用しやすくなっていることを記載している。

また、三鷹駅北口から市民文化会館を通り、市役所に続く「かたらいの道」等について事業が進捗してきたことや、三鷹駅前の中央通りについて歩道上の駐輪施設を廃止したことを追加した。また、バリアフリー化の現状等を踏まえて適宜修正している。

29 ページ「基本的な方針」では、吉祥寺駅周辺地区と同様にそれぞれの特定事業について、バリアフリー化の現状や地域の特性を踏まえて適宜修正している。駅施設については駅前広場で案内を充実することが必要であることから、バスについては現在検討を進めている駅前広場のバス停留所の再編等について、安全施設については青時間延長等について、公園については移動する方を支援するために水飲み場や休憩スペースを適宜設置していくこと、建築物については公共施設が多い地区なので、特に積極的にバリアフリー化を推進していきたい旨を記載している。

30 ページ以降に「重点整備地区の位置及び区域」という図面が入り、次の「特定事業及びその他の事業」については、吉祥寺駅周辺と同様に、現行基本構想に位置づけられていた道路、交通、バス等と、新法で拡充された都市公園、建築物等について特定事業を記載する。こちらも次第 3 でご説明する。

35 ページ「武蔵境駅周辺の現状」では、西武鉄道多摩川線及び J R 中央線について高架化が完了していること、J R 駅南口については雨に濡れないで歩けるような駅舎の連続施設ができたこと、武蔵野プレイスの建設が進んでいること、またプレイスの前に境南ふれあい広場公園ができて、駅前広場等々をあわせた一体的なバリアフリー化が図られる、といった内容を記載している。

「基本的な方針」では、駅施設について工事中の配慮や鉄道駅連続立体交差事業

の着実な推進を図る必要性があること、バスについては、北口駅前広場が再整理されるので、その際に利用しやすい形に再編されること、公園等については、三鷹と同様に、移動を支援するような公園を位置づけることを明記している。

「重点整備地区の位置及び区域」、「特定事業及びその他の事業」については、吉祥寺駅、三鷹駅と同様、後ほどご説明する。

第3章で特定事業の内容を具体的に明記し、第4章はそれを今後どのように実現していくかということに記載している。

41 ページ「特定事業計画の作成」では、施設設置管理者及び公安委員会は、本構想に即して今後特定事業計画を作成することを記載した。また、新法で新たに拡充された都市公園の施設管理者、建築物の施設設置管理者について、公共性の高い施設については、本市と共に市民参加等の機会確保に努めることも明記している。

42 ページ「進捗状況の把握及び評価」では、進捗状況の把握の手法及びバリアフリー基本構想の評価、見直しについて記載しており、現行基本構想の考え方、同じ枠組みを踏襲している。具体的には、中間時点で「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）」を設置し、ご意見をいただくこと、特定事業がどのように進んでいるか常に把握していくことを記載した。

43 ページ「武蔵野市第5期基本構想・長期計画への明記」は、現在長期計画基本構想の策定作業が進んでいるので、本構想で位置づけている事業について、できる限り基本構想に反映することを書いている。

43 ページ、「国や都、関係自治体との連携」は新たに追加した項目である。バリアフリー整備については本市だけでは進まない、もう少し広域的に考えなければならない事項がある。今後は近隣市と情報の相互提供を密にするとともに、国や都を含めてさまざまな事業制度があるので、それらを積極的に活用し、バリアフリー化を進めていきたい旨を追記している。

45 ページ「第5章今後の展開」では、「重点整備地区内におけるさらなる事業の推進」として三駅周辺とも、この基本構想の内容に縛られずに、将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に柔軟に対応していく必要性があることを記載している。

「市内全域への拡大」では、新法で拡充された公園等について、公園・緑地リニューアル計画という個別の計画等に基づき、出入口、園路、便益施設等のバリアフリー化を推進していくことと、公共建築物について、既存公共施設のバリアフリー化整備方針と今後定める整備方針に従い、バリアフリー化を積極的に進めていく旨を記載している。

46 ページ「新たな技術等への取り組み」では、昨今いろいろな仕組みやシステムが採り入れられているので、多様なシステムの中から統一的な設備等を選択していかなければ統一したバリアフリー化はなかなか進まないのではないかという考えに基づき、新たな技術等への取り組みの重要性について記載している。

「基本構想の継続的な発展」では、今後継続的な発展を図るとともに、一人ひとりの意識に理解と協力の必要性を浸透させることで、四つの原則の一つである、すべての人にやさしい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきたい旨を記載した。

本来その後に参考資料と用語集が付くが、その内容については今回省略させていただいた。素案のご説明は以上である。

2 質疑応答

委員長：具体的な特定事業の内容以外の基本構想にかかわることを全てご説明いただいたと理解している。量が膨大なので、一度にご意見をいただくことは難しいかと思うが、まずは今の説明で気がついたことやご意見、ご質問があれば、よろしく願いたい。

<発言なし>

委員長：これはお願いになるかと思うが、41、42ページの「特定事業の実施」について、当事者なり市民なりの参加に基づきながら事業を進めていくということがしっかりと書かれているので、文言として書くだけではなく、実際に行うにあたって、その辺を意識して具体的に進めていただければと思っている。

というのは、別の自治体の基本構想策定の中で当事者から「具体的に事業を進めるにあたって我々の意見を聞いてもらえるのだろうか」というような意見がかなり強く出ていた。その辺を意識して事業を進めていただきたい。

何でも結構なので、委員の方、ご質問、ご意見をいただければと思う。

委員：地域別構想の中の生活関連施設の公園と、移動支援施設の公園はどのように分けているのか。ポケットパークみたいな性格なのか、規模によるものなのか。

事務局：例えば井の頭公園や武蔵野中央公園等の大きな公園については、これまでピアリングやアンケート等で一定の方々の利用が見込まれている。基本構想の法の趣旨によれば、利用者が多い施設について事業を位置づけることになるので、本来この2つの大きな公園を位置づけることになる。本市の場合は、長い経路も多々あるので、経路沿いにある小さな公園に、例えば歩いている方が水を飲んだり休憩したりできるような、移動を支援する役目を持たせたことで移動等の円滑化をより進めるため、特別に位置づけたのが移動支援施設の公園である。これは本市独自の考え方である。

委員長：ほかにご意見、ご質問はあるか。

<発言なし>

委員長：それでは、次の次第3、この基本構想に基づいて、具体的にどのように人にや

さしいバリアフリーのまちづくりを進めていくのかという、特定事業についての説明をお願いします。

3 特定事業の内容

事務局：特定事業の内容についてご説明させていただく。資料 6-1、6-2、6-3 とあるので、そちらの特定事業の一覧をご覧いただきたい。

前回の改定委員会では駅、バス等の旅客施設、道路、都市公園、建築物、信号機等の各分野とその他の事項についての課題を整理した。その後、それらの課題をもとに各特定事業者具体的に取り組むべき特定事業の内容を検討していただき、それをまとめたものが資料 6 である。

バリアフリー新法においては、新設等を行う一定の施設には移動等円滑化基準への適合義務が課せられている。したがって、本基本構想における特定事業に期待される役割は、基準適合義務が課せられない既存施設等について可能な範囲でバリアフリー化を進めることである。そのような役割であることから、移動等円滑化基準への適合、不適合という視点ではなく、市民の意見を参考にしながら特定事業内容のとりまとめを行ってきた。

特定事業は特定事業者の自主的な判断に基づき設定されるものであるが、この間、特定事業者と事務局で数回のやり取りを行いながら調整を図り、各事業者に特定事業内容をできるだけ充実してもらえるようお願いしてきた。

また、現行の基本構想では特定事業内容に前期、後期という形で実施時期を示しているが、今回改定する基本構想では前期 5 年以内、後期 5～10 年以内、展望期 10 年以降という形で記載している。展望期の 10 年以降は、基本構想では「長期的に実現すべき移動等円滑化の姿を明らかにする」という国の移動等円滑化に関する基本方針に基づき新たに加えたものである。

特定事業内容として記載している事項はあくまで施設管理者が自主的に検討、実施するものである。各コミセンや市の福祉施設等公共建築物については、各施設管理者や施設課と連携を図りながら特定事業内容について検討を行った。

また、公共建築物におけるトイレに関しては、既存公共施設のバリアフリー化整備方針案に基づき、各施設へのオストメイト、ベビーチェア、ベビーベッド等設置の検討についても記載している。また、心のバリアフリーについてはバリアフリー新法で新たに定められたことから、各特定事業に心のバリアフリーについての事項も記載している。

<地域別特定事業の概要>

事務局：各地域別に特定事業内容の概要をご説明させていただく。まず、吉祥寺駅周辺地区の特定事業内容についてご説明する。資料 6-1「吉祥寺駅周辺地区特定事業一覧」

と資料5、基本構想素案の27、28ページをご覧ください。

鉄道駅としては、JR吉祥寺駅、京王吉祥寺駅の2事業者を特定事業者に指定している。バリアフリー化についてはJR吉祥寺駅改良工事及び京王吉祥寺駅ビルの建て替えに伴い、エレベーターの設置、バリアフリー経路の確保、南北自由通路の拡幅、整備などの事業を実施することや、工事中においても簡潔な経路の確保や案内、誘導を行うことなどを記載している。

次にバス事業者については、吉祥寺地域では京王バス、西武バス、関東バス、小田急バス、ムーバスの5事業者を特定事業者として指定している。バス車両等のバリアフリー化の内容については、ノンステップバス、ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接客教育に加え、バス停留所の改善、総合案内板等の設置などの事業を実施する旨を記載している。

道路については、重点整備地区内の都道、市道、私道を指定している。バリアフリー化の内容については、本地域（吉祥寺地域）は商業集積地であることから、面的なバリアフリー整備を行うことが大変重要である。歩道の改修による段差解消の推進、視覚障害者誘導用ブロックの設置、わかりやすい案内サインの整備などの事業を実施する旨を記載している。

また、歩行帯の設置及びカラー化、電線類の地中化などの事業を実施するとともに、不法占用の取締まりの強化、放置自転車の排除などを推進する旨を記載している。

公園としては、井の頭公園のみ特定事業を定めている。バリアフリー化については、移動等円滑化された園路の確保、多機能トイレの更新や案内誘導の充実などの事業を実施する旨を記載している。

公共建築物については、吉祥寺市政センター、武蔵野公会堂、吉祥寺図書館、吉祥寺南町コミセン、吉祥寺東町コミセン、吉祥寺本町コミセン、御殿山コミセンの特定事業を設定している。また、民間建築物としては、アトレ吉祥寺、京王吉祥寺駅ビル、F&Fビル、東急百貨店、ヨドバシカメラ、西友、松井外科病院の7事業者を特定事業者として指定している。

バリアフリー化の内容については、主要な通路における有効幅員の確保、スロープへの手すりの設置、エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、筆談対応の掲示、係員の接客教育などの事業を実施する旨を記載している。

信号機等のバリアフリー化については、各道路管理者と連携してバリアフリー対応の信号機やエスコートゾーンの設置、吉祥寺駅前交差点信号機における歩行者の青時間延長などの事業を実施する旨を記載している。

次に、三鷹駅周辺地区の特定事業内容についてご説明させていただく。資料6-2「三鷹駅周辺地区特定事業一覧」及び資料5の33、34ページをご覧ください。鉄道駅として、JR三鷹駅を特定事業者として指定している。三鷹駅のバリアフ

リー化については、三鷹駅改良工事に伴い移動等円滑化が実施されたが、誰にとっても利用しやすい施設を目指し、ラッシュ時間帯の案内強化や駅職員の適切な対応、介助などの心のバリアフリーについての事業の充実について記載している。

バス事業者は、西武バス、関東バス、ムーバスの3事業者を特定事業者として指定している。バリアフリー化の内容については吉祥寺地域でご説明させていただいた内容と同様である。

道路としては、重点整備地区内の都道、市道を特定事業として指定している。バリアフリー化については、歩道の拡幅や勾配の改善、視覚障害者用誘導ブロックの設置、わかりやすい案内サインの整備、不法占用の取締まりの強化、放置自転車の排除などについて記載している。

公園としては、本地域は武蔵野中央公園、むさしの市民公園、中央通り公園、もくせい公園、中央通りさくら並木公園、伏見通り公園、小さな丘公園、大野田公園の8カ所について、特定事業を記載している。三鷹駅周辺には生活関連経路沿いに小規模な公園が多く存在していることから、出入口の幅員確保や車いす対応の水飲み場の設置などについて記載している。

次に建築物としては、公共建築物としては市役所、中央市政センター、保健センター、高齢者総合センター、障害者福祉センター、障害者総合センター、シルバー人材センター、中央図書館、市民文化会館、総合体育館、緑町コミセン、中央コミセン、西久保コミセン、武蔵野郵便局の14カ所、民間建築物としては、いなげや西久保店、京王ストア、武蔵野陽和会病院の3カ所について特定事業を定めている。

バリアフリー化については、本地域に福祉施設などの公共施設が多く立地していることから、積極的なバリアフリー化が求められている。主要通路における有効幅員の確保やエレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、筆談対応の掲示、係員の接遇教育などの実施について記載している。

信号機等のバリアフリー化については、既存の信号機のLED化の実施、エスコートゾーンの設置、市民文化会館前交差点信号機における青信号延長の検討などについて記載している。

最後に、武蔵境駅周辺地区の特定事業内容についてご説明させていただく。資料6-3「武蔵境駅周辺地区特定事業一覧」及び資料5の39、40ページをご覧ください。

鉄道駅としては、JR武蔵境駅、西武武蔵境駅の2事業者を特定事業者として指定している。バリアフリー化の内容については、西武武蔵境駅は既にバリアフリー化が完了し、JR武蔵境駅については、現在駅舎の改築を進めている。駅舎の改築を着実に進め、移動等円滑化基準に基づくバリアフリー化の早期完了を目指すこと、また、工事中にあっても連続した明快で簡潔な経路や案内、誘導を実施する旨を記載している。

バス事業者としては、京王バス、西武バス、関東バス、小田急バス、ムーバスの5事業者を特定事業者として指定している。バリアフリー化の内容については先ほどご説明した内容と同様である。

道路については、重点整備地区内の都道、市道について特定事業を定めている。バリアフリー化については、駅前広場の整備にあわせて全面的なバリアフリー化を実施すること、視覚障害者用誘導ブロックの設置、段差の解消のほか、不法占用の取締まりの強化、放置自転車の排除などを推進することについて記載している。

公園については、境南ふれあい広場公園、境本公園の2カ所について特定事業を定めている。バリアフリー化の内容については、駅前にイベントができる広場として境南ふれあい広場公園の整備が予定されているため、イベント中であっても高齢者、障害者等の円滑な移動を妨げないように園路の幅員を確保すること、また、生活関連施設沿いの公園については車いす対応の水飲み場を設置することなどを記載している。

建築物については、本地域の公共建築物としては武蔵境市政センター、市民会館、スイングホール、武蔵野プレイス、境南コミセンの5カ所、民間の建築物としてはイトーヨーカ堂、たいらや、武蔵野赤十字病院、武蔵境病院の4カ所について特定事業者を定めている。

本地域では、地域に密着した商店街があるほか、駅周辺に医療施設が立地している。視覚障害者誘導用ブロック、わかりやすい案内表示の設置、筆談対応の掲示、係員の接客教育などの事業を実施することについて記載している。

信号機等のバリアフリー化については、既存の信号機についてLED化の実施、エスコートゾーンの設置、五宿踏切跡の北側交差点に信号機設置の検討をすることなどについて記載している。

本日は特定事業部分を抜き出して資料6-1～6-3のような形でお示しているが、最終的には基本構想本編の地域別構想部分に事業者別の特定事業内容を掲載することを考えている。また、本日も議論いただいた内容については、本委員会終了後に各特定事業者にお伝えし、特定事業として可能な範囲で反映していただくことをお願いする。説明は以上である。

4 質疑応答

委員長：それでは、今の事務局の説明について、質問も含め、意見交換という形で進めさせていただきます。自由にご質問、ご意見をいただければと思う。

委員：心のバリアフリーについて2点発言する。1点は、特定事業のうち、「筆談対应用具の設置案内を示す掲示をします」とか、それを「検討します」という項目が、心のバリアフリーに分類されているところもあれば、案内に分類されている所もある。統一

する必要があるのではないか。

もう1点は、心のバリアフリーをどのように概念化するかということである。難しい事項であるが、武蔵野市では福祉総合計画を立てており、そこでは、普及啓発活動、地域交流の推進、福祉教育の体系化の推進、この3つを心のバリアフリーの推進として挙げている。

つまり、障害者に対する理解を深めるとか、差別、偏見を軽減するということが心のバリアフリーの一番狭い解釈になると思うが、バスがきちんとバス停に停まるというのが心のバリアフリーに入るのかどうか。また、細かく見ていくと心のバリアフリーに含めてもいいのではないかと思うものと、含めてよいのかと思うものが混在しているように見受けられる。ここをどのように整理していくか。

委員長：適切な指摘だと思う。ソフト的な対応のところが何となく全部心のバリアフリーとして位置づけられてしまっているようである。その辺は後ほど整理させていただきたい。

委員：了承。

委員長：ほかになにかあるか。

委員：これも心のバリアフリーに入ると思うのだが、コミセンの利用の仕方について。障害者だから特別にしてほしいという訳ではない。経験したことをお話する。コミセンの大きい部屋を利用したかったのだが、朝4時半から並ばなくてはだめだとか、交代で並ばなくてはだめだとかといった決まりがある。私どもは障害者で障害者自身の団体で、並ぶにしても人の手を借りないと並べない。時間による受け入れ、最初に並んでいた人が優先になってしまう。特別に配慮するのではなく、大勢の申し込みがある場合には、抽選にするなどにしていただきたいと思う。

特定事業にはどこの地域のコミセンも「障害者に配慮して」と書いてあるようだが、これまではそういう状況ではなかったもので、ここ2年間非常に困っている。この辺もバリアフリーの中で考えていただきたい。

委員長：この基本構想の中にどう位置づけるか考えなければいけない所だと思うが、これに関して事務局のほうでご意見はあるか。

事務局：コミュニティセンターの運営はコミュニティ協議会に任せており、おそらくシステムがコミュニティ協議会、センターでまちまちであり、利用者に対する対応にも若干差異があると考えている。公共施設といいながら特殊なところがあるのが実態である。

今回の基本構想の中で位置づけているコミュニティセンターだけではなく、市内のコミュニティセンター全体の話になるので、担当の市民協働推進課にどのような対応が望まれているのかという話をさせていただく。

委員：お願いします。

委員長：ほかにご意見、ご質問はあるか。

私の個人的な勉強のためにお聞かせいただきたいのだが、今回特定事業を位置づけている道路の中に私道がいくつかあると思うが、どういう形で事業を進めていくのか。私もいくつかのバリアフリー基本構想に関わっているが、私道が特定事業に位置づけられたのは初めてである。

事務局：私道は武蔵野市の場合、土地をお持ちの方と管理協定を結び、市が表面管理をしているところが多い。今回経路として指定したところも、管理は市が行っている状態で、市が管理上の権限を持っているので、対応可能だと考えている。

委員：市民代表ということで、的外れな質問かもしれないが、今回改定されて、今まではどうだったのか知らないが、障害の家族を持つ者として書いてあることはとてもありがたいし、本当にこれが実現したら素晴らしいと思っているのだが、現在の基本構想で謳われていることであっても実現されていないことがたくさんある。

基本構想を改定した後、どう管理していくのか、この事業所は本当にこういうことをやっているのか、5～10年、10年以上とうたっているが、途中途中で「おたくやっていますよね」という確認があるのか。改定した後に市がどのように追いかけるのかということ、市民としてお聞きしたい。

委員長：この計画が机上のものだけで終わらないようにというご指摘だと思うが、今後これをどういう形で実行していくのか、一度に全部やることは難しいと思うが、これは市でいろいろな事業を行うにあたっての一つの根拠になると思う。その根拠づくりを今年、皆さんにご協力いただいて行った。我々が参加してつくったものが根拠として今後どう物に結びついていくのか。事務局、これは市としての方針演説みたいなどころにもかかわってくると思うので、回答願いたい。

事務局：現行の交通バリアフリー基本構想でやれたこと、やれなかったことがある。今回の新法を踏まえた改定版においても、条件によってはできることとできないことがでてくると考える。

素案の42ページに書いているが、スパン的には1年1年で進捗状況を把握することは難しい。特に心のバリアフリーとか教育的な部分での進捗は1年ではなかなか計り知れないところがあるので、基本的には5年後の中間年にその辺の進捗状況を、市というより、機関を立ち上げて評価していただき、ここに書かれている内容とできていなかったことを踏まえて、その後の5年について修正をかけていく作業をさせていただき、10年のスパンの中で進めさせていただきたいと思っている。

委員長：住民参加のまちづくりというのはよく言われているが、それがうまくいくかどうかは、住民の方と行政（市）の方の信頼関係ができるかにかかっている。単なるガス抜きの住民参加で終わらないようお願いしたい。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

委員：前回もおたずねしたと思うが、重点整備地区ということで3つの駅周辺を挙げているが、私はここから大きく外れている所に住んでいる。武蔵野市は隅から隅までで、

この間の会議からここ何カ月間にこの辺を歩いてみたが、十分きれいな所があると思う。この区域に入っていない所は本当にひどく、車いすが通れない歩道がたくさんあるのが事実だ。武蔵野市民としてはきれいにさせていただきたいのだが、駅周辺以外も今後整備していただけるのか。

委員長：事務局より回答願いたい。

事務局：基本的には重点的に取り組むエリアを決めさせていただき、そこを中心に整備していきたいと考えている。理想としては、全地域を重点整備エリアとして網羅なくやるべきだと考える。武蔵野市は、都市計画マスタープランでも地域全体のユニバーサルという考え方を持っている。重点整備地区としては、法の趣旨も踏まえて、駅を中心とした頻度の高い所を選ばせていただいているが、ほかのエリアについても当然のことながら、先ほど申し上げた考え方に基づいて対応していく、例えば道路の改修があれば、当然のことながら、ユニバーサル、バリアフリーの視点を取り入れて対応していくことになる。

委員長：なかなか難しい課題である。

ほかにご意見はあるか、よろしいか。

では続いて、次第5の今後の予定に移りたい。先ほど事務局から説明があったが、本日は特定事業にかかわる事業者の方にもご出席いただいているので、紹介を含め、事務局に説明をお願いします。

<特定事業者の紹介>

事務局：本日もご出席いただいている特定事業者の皆様をご紹介させていただく。各特定事業者の皆様については、本委員会での議論を直接聞いていただき、今後のバリアフリーを充実させるために、本日もご参加いただいた。

このたび、バリアフリー新法で都市公園特定事業、建築物特定事業が追記されたことに伴い、本市のバリアフリー化にご協力いただく都市公園特定事業者、建築物特定事業者の皆様にご案内をさせていただきましたところ、本日は京王吉祥寺駅ビルの近藤様、濱田様、株式会社アトレの恩田様、イトーヨーカ堂武蔵境店浅賀様、都市公園特定事業者である市役所緑化環境センター、公共建築物の特定事業者である市役所施設課にお越しいただいた。

委員長：事務局から特定事業についての概要説明があったが、今後の方針等について、事業者の方からご発言があればお願いしたい。

緑化環境センター：市内には今、大体160の公園がある。老朽化した公園から順次改修工事を行っており、その中でこれまでもバリアフリーに関する整理を行ってきている。また、今年5月に策定した公園の改修に関する計画、先ほど事務局からも紹介があった「公園リニューアル計画」の方針の中でもバリアフリーの必要性は改めて整理している。

公園のバリアフリーの整備内容は、具体的には平坦な園路の整備や休憩ができるベンチの設置、車いす対応の水飲み場の設置というところがメインの整備内容である。

件数としては、毎年大体5カ所程度の大規模改修を行っており、来年度工事を予定している公園の中には先ほどご紹介のあった重点整備地区内の公園も含まれているので、その公園については来年度整備が完了する見込みである。

課としての取り組みとしては、重点整備地区内の公園については、大規模改修時期を待たなくても、部分的に、例えば園路や水飲み場の整備等できる所から着手し、できるだけ早い時期の整備を目指したいと考えている。

重点整備地区以外の公園についても、順次行う大規模改修の際には当然バリアフリーに対応した整備を行っていききたい。

施設課：公共施設の建築物について、これまでの取組とこれからの方針などについて簡単にご説明する。

まずこれまでの取り組みとして、新法ができる前、平成14、15年に一度調査を行い、平成16年にハートビル法に沿って一定の整備を行っている。今回、特定事業を示すにあたり、再度調査を行った。今後は新法、条例の基準に沿った整備を進めていくことになる。

ただ、既存施設を整備するにあたっては法や条例の基準に沿った整備が困難な場合が想定される。そうした施設についても整備しないわけにはいかないので、課題に対応しながら実行性のある整備を進めていくために、優先的に整備する事項を提示し、施設の優先順位の設定、実現可能な整備方法の整理を行うことを目的として、主要公共施設について整備方針を策定する。

公共施設については、対象となっている施設が、福祉施設をはじめとして文化施設、コミセン、庁舎などさまざまである。通常、市役所の整備ですとそれぞれの担当課がバラバラに予算をとって整備をしていくことになるのだが、バリアフリー化については、整備方針をつくることで統一的に一定水準のバリアフリー化を図ることが可能だと考えている。

実施時期としては、来年度中に整備方針を策定し再来年以降5年以内で整備方針に基づいた整備を推進していききたいと考えている。

京王電鉄：京王の駅ビルを担当している。私どものビルはご存知のとおり古いユザワヤさんのビルが残っている状態で、これから取り壊して建て替える。今回、特定事業に私どもの施設も入れていただいている。できる範囲で対応するというのでこれから進めていきたいと思っている。

イトーヨーカ堂：イトーヨーカ堂は本社と個店でバリアフリーの取り組みを進めている。武蔵境店は、今年改装をしたが東館と西館でオープンしてからの年数がだいぶ違うため、バリアフリーにすべて対応するような施設設備になっていないのが現状である。

東館はバリアフリー新法に十分な対応ができていないので、順次、今回の機会も活用しながら、本社と協議し対応を進める。

移動に関しては、出入口のブロック、点字、お客様用車いすなどを設置しているが、

一番の課題は、エスカレーターとエレベーターである。3基しかない中で、土、日、祝日に関しては車いすの方、ベビーカーの方がなかなか乗れない状況となっている。お願いの表示をしたり、店内放送をしたり、対応はしているが、車いすの方が乗れない状況が解消されず、苦慮している。

利用に関しては、多目的トイレが全フロアにないということが問題である。ベビーカーで入れるトイレの増設を本社で検討している。

通路に関しては、すべての通路を車いすで移動することは難しいため、通路の取り方も今後の課題と認識している。

最後に心のバリアフリーに関して、筆談具は、全社的に設置を計画している。また、手話で会話ができる者も武蔵境店で2名配置している。今後とも、皆さんの意見を聞いた中でバリアフリー対応を進めさせていただきたいと思っている。

委員長：私の個人的な意見だが、建築分野の人間として、かかわった事例から考えてみても、建築物に関しての特定事業をこれだけ積極的に位置付けたものはこれまであまりなかった。今回は私個人的にも、基本構想に建築物特定事業をこれだけ積極的に位置づけたことによって、建築環境がどう変えられるのかというところに期待をしているので、今後とも特定事業推進のためのご協力いただきたい。

これで一応全体の議論はほぼ終了したと思うが、全体を通してこれだけは言っておきたい、言うべきだということはあるか。

委員：せっかくなので最後に一言。今日いろいろお伺いしている中で、やはり心のバリアフリーは大切だと実感した。私は、ある障害者の方から「車いす駐車場とかはちゃんと整備されてきて、ハード面はだんだん良くなってきましたよね」と、「だけれども、そこが使えない状態になっていることが今、一番辛いよね」という話をつい最近聞いた。いろいろと新しい制度で建物や公園に駐車場をつくっていても、健常者の方がそこに停められて、本当に使いたい人が使えないということで結構問題になっている。これからは心のバリアフリーがすごく大切だと思っている。

関東運輸局でバリアフリー教室をやっている。うちで教材をつくっており、まだ柔軟な小学校4～6年生を対象に、教材を見せながら、交通事業者さんのご協力をいただいて、実際の物を使って学べるので、小学校単位やクラス単位、地域の子供会があるのであれば、お声がけいただければと思う。

委員：先程来心のバリアフリーという言葉が出ており、前回の委員会でも発言させていただいたが、武蔵野市は心のバリアフリーに関して大変進んでいると評価している。私の研究領域は福祉教育で、武蔵野の社会福祉協議会もかなり斬新な試みをどんどん展開しているし、市内のNPO法人福祉施設ではメンタルヘルスの福祉教育プログラムを展開している。先週の土、日は学術会議の全国大会があり、そのNPO法人が3時間の研究セッションで発表をしていた。

これらは武蔵野市がお金を出してやっている福祉教育である。そこも斬新で、私は

学会の場で市がお金を出していることを話してきた。そういう先進的な試みもたくさんあるので、何もない砂漠のようなところからの心のバリアフリーではなくて、今ある所を大事にしながらつくっていきける、この市には素材がたくさんあると思っている。

委員長：では、議論はこの辺にさせていただきます。

今後の進め方だが、1週間後にパブリックコメントをスタートしたいとのことである。今回ご議論いただいた意見を反映できるのかできないのか、どういうふうに扱った形でパブリックコメントを実施するのかを含め、今後の予定、進め方について、事務局から説明をお願いします。

5 今後の予定

事務局：次第5「今後の予定」について説明させていただきます。資料7の改定スケジュール案をご覧ください。

本日の委員会でのご議論、ご意見をもとに素案の修正等を行い、12月14日から28日までの2週間、パブリックコメントの受付を行う。その後、来年1月下旬から2月上旬にかけ、庁内で検討会議を行い、来年2月中旬「第4回バリアフリー基本構想改定委員会（最終回）」を開催し、そこでパブリックコメントに対する見解書とバリアフリー基本構想改定案を委員の皆さまにご提示したいと考えている。

第4回改定委員会終了後、市長への報告、市議会、建設委員会への報告を経て、来年3月中に基本構想の改定を行いたいと考えている。

委員長：今後の進め方について何かご質問等はあるか。

今日の議論をもとに素案を修正しパブリックコメントにかけるというご説明だったが、それをこれからやるには膨大な作業量になるかもしれないが、その辺は大丈夫か。

事務局：期間に余裕がないので、可能な範囲で作業をし、素案として出させていただきます。

パブリックコメントでいただいたご意見の内容と今日いただいた意見をあわせて修正し、次回の委員会で提示させていただければ大変ありがたい。

委員長：直せるものは直し、直しきれないものに関しては、パブリックコメントの意見と併せて案のほうに反映していくという理解でよろしいか。

事務局：そうさせていただきます。

委員長：ほかにご意見等はあるか。

パブリックコメントの広報はどのような形で行われるのか。

事務局：市報12月15日号及び市のホームページにパブリックコメントを2週間募集するというものを掲載する。

また、素案はホームページに掲載するとともに、武蔵野市役所、各図書館、各市政センターで基本構想を配布する。ご意見は郵送、FAX、eメール等でいただくことを考

えている。

委員長：皆さん、お知り合いの方にお声かけをいただき、忌憚のない意見をお寄せいただければと思う。

ほかに何かあるか。

<発言なし>

委員長：では議題を終了させていただく。最後に、事務局から事務連絡等があればお願いしたい。

<次回委員会の日程>

事務局：それでは、次回委員会の日程についてご連絡させていただく。次回の第4回委員会については、平成23年2月18日金曜日、午後5時からの開催とさせていただく。

後日、正式な開催通知を送付させていただく。

また、本日の議事録については公開前に内容のご確認をお願いしたい。

委員長：「第3回武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会」を閉会する。